

記入例

インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。平成24年度より出席停止基準が変更され、インフルエンザの場合は

「発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで」となっています。

これにより、「発症した後5日を経過」と「解熱した後2日を経過」の両方を満たす期間、登校することができません。どんなに早く熱が下がったとしても、最短でも、発症した後5日は出席停止となります。

熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます（下表の例4、例5参照）

発症日は病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状がはじまった日です。医師に症状を伝え、指定された日が症状出現日となり0日目とします。

解熱後2日は平熱になった日を0日目とし、翌日を1日目、翌々日を2日目と数えます。



インフルエンザ出席停止期間早見表

		発 症 後								
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合 (最短基準)	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

その後は解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。

インフルエンザ罹患証明書

氏 名 _____ 生年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

上記患者は、インフルエンザに感染しているものと証明いたします。

症状出現日：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日（発症0日）

診 断 日：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

医療機関名： _____

医師氏名又は代表者氏名： _____ 印

学校保健安全法施行規則第19条第2項 インフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く。）の出席停止期間『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで』とされています。

※気になる症状等がある場合は、再度かかりつけ医へ受診してください。

医師からの注意事項

必ず保護者の方が記入するようにお願いします。

右の早見表 例3の場合です。

インフルエンザ経過報告書（保護者記入）

発症日	日時	午前測定時刻：体温	午後測定時刻：体温
0日目	12月1日	午前 7時00分：39.0 度	午後 5時00分：39.0 度
1日目	12月2日	午前 7時00分：38.5 度	午後 5時00分：38.5 度
2日目	12月3日	午前 7時00分：37.0 度	午後 5時00分：37.0 度
3日目	12月4日	午前 7時00分：36.5 度	午後 5時00分：36.5 度
4日目	12月5日	午前 7時00分：36.5 度	午後 5時00分：36.5 度
5日目	12月6日	午前 7時00分：36.5 度	午後 5時00分：36.5 度
6日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
7日目		時 分： 度	
8日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度

どの場合でも5日目までは出席停止です。

発症した日を0日目として、そこから5日間（計6日間）は登校できなかった日を解熱0日目とし、平熱で過ごせる日を2日間（幼児にあっては3日間）とされています。

こちらの余白に忘れずに保護者署名と捺印をお願いします。

保護者署名 _____ 印